

第1章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 計画作成年月

平成 24 年 3 月

(2) 計画作成者

松江市

2 文化財の名称等

(1) 建造物の名称

名 称：島根県指定有形文化財 興雲閣

所在地：島根県松江市殿町 1-59

竣 工：明治 36 年（1903）9 月

指定年月日：昭和 44 年（1969 年）2 月 18 日

員数：1 棟

(2) 建造物の構造及び形式

木造、2 階建、正面玄関ポーチ、背面階段室、渡り廊下、便所付、桟瓦葺

主構造	主屋部：桁行 29.25m、梁間 14.54m、二階建、入母屋造、桟瓦葺、西側階段室 除き四周ベランダ付
	正面玄関張出部：桁行 6.67m、梁間 8.59m、二階建、入母屋造、妻入、桟瓦葺
	背面階段室張出部：桁行 5.45m、梁間 7.27m、二階建、入母屋造、妻入、桟瓦葺
	渡り廊下：桁行 4.69m、梁間 1.82m、切妻造、桟瓦葺
	便所：桁行 5.46m、梁間 2.87m、寄棟造、桟瓦葺、越屋根付
	小屋組：キングポストトラス
外部仕上げ	箱目地下見板張、ペンキ塗
内部仕上げ	1 階：真壁漆喰塗、腰堅羽目板
	2 階：大壁漆喰塗、腰堅羽目板（大広間）、張付壁（貴賓室）

(3) 所有者等の氏名及び住所

名称：松江市

所在地：松江市末次町 86 番地

代表者：松江市長 松浦 正敬

3 文化財「興雲閣」の概要

(1) 文化財「興雲閣」の構成

木造 1 棟

(2) 文化財「興雲閣」の概要

イ) 建造物の変遷

明治 36 年～昭和 15 年 (1903～1943 年)	松江市工芸品陳列所
明治 40 年 (1907 年)	皇太子嘉仁親王の行啓時の御旅館
昭和 15 年～19 年 (1940～1944 年)	海軍人事部分室
昭和 20 年～27 年 (1945～1952 年)	県庁仮分室
昭和 27 年～37 年 (1952～1962 年)	松江市教育委員会事務局庁舎
昭和 48 年～平成 23 年 3 月 (1973 年～2011 年 3 月)	松江郷土館

ロ) 修理履歴

年度	修理工事概要
明治 40 年 2 月	皇太子嘉仁親王ご宿泊に際し内装の一部改修
明治 45 年 2～3 月	階段を撤去し新たに階段室を増築
(時期不明)	1 階・南半部中廊下西側の旧三室の間仕切を撤去して一室に改め、2 階は貴賓室を除く各室の間仕切を撤去して大広間に改修し、床・天井を張り替える
昭和 42 年	ベランダ・屋根・柱等の大修理
昭和 57 年	屋根瓦及び下地の全面葺き替え、樋塗装、便所屋根葺き替え
昭和 59 年	外部の木部塗装の塗替えとそれに伴う塗装塗替え
昭和 61～62 年	床板等張替え修理 (2 階床全面及び 1 階床一部)
平成 3 年	軒取替、ベランダ廻り柱・胴差材取替及びそれに伴う塗装塗替え 西面、階段室外壁、軒裏塗装塗替え
平成 4 年	正面車寄せ部分の敷石補修工事 興雲閣調査報告書作成 列柱蟻害補修 (脚部の部分補修)
平成 5 年	東側列柱脚部矧木補修 1 本、薬剤注入 2 本、2 階ベランダ床面・梁面の埋木補修とそれに伴う塗装塗替え
平成 6 年	樋修理、建具蝶番修理
平成 7 年	樋の一部修理工事、1 階外部犬走りモルタル補修
平成 8 年	大屋根雨漏り修理工事 (谷部分の修理)、自動火災報知設備設置工事
平成 12 年	地震による損壊をうけた便所屋根の修繕
平成 13 年	外部柱 2 本取替、2 階手摺り内側に新規手摺り設置とそれに伴う塗装の塗替え
平成 16 年	列柱取替 (北西隅 1 本)、塗装
平成 18 年	列柱 (北東側 1 本) 及び枠廻り取替、大屋根面全体の点検リスト作成
平成 19 年	照明器具取替、修理

興雲閣は明治 36 年 (1903) に建設され、築後 100 年余経過しているが、根本修理は行われ

ておらず、破損状況に応じてその都度、部分的な修理が行われて現在に至っている。

なお、階段室の移設と 1・2 階内部間仕切の改変時期が同時期であったか否かは不明であるが、間仕切の内法上小壁を撤去した後に、1 階は旧区画の天井廻縁を残してそのまま下端に被せ板をして繕っているが、2 階は天井が全面張り替えられている。

(3) 文化財「興雲閣」の価値

興雲閣は明治 36 年(1903)に松江市工芸品陳列所として造立された擬洋風建築である。

当初は桁行 29.25m、梁間 14.54m の主屋に桁行 6.67m、梁間 8.59m の玄関ポーチを張り出した列柱廊の二層ベランダを持つ建物であったが、明治 45 年に改修が行われ、主屋のなかにあった階段室は背後に突き出して十字型の平面となった。

ベランダの列柱はタスカンオーダー形式であり、一階柱は地元産の大根島石(多孔質玄武岩)を加工したベデスターの上に建ち、柱頭に装飾化した持ち送りを付け、幕板には亀甲切模様が彫ってある。軒には天井が張られ、柱上部の幕板は削抜き紋で飾り、深い軒を支えているなど、装飾には和風意匠が取り入れられている。

また、軸組部材は継手仕口の枘や栓打ちなどの加工は、伝統工法によると共に明治に導入されたボルト締めや方杖金物等の取付け等によってさらに仕口の構造補強が講じられている。

なお、小屋組のキングポストトラスの屋根に屋垂みがみられるのは、周辺の城郭や神社建築との兼合いを考慮した工匠の計らいであろうか。この爾後例としては、明治 42 年(1909)建立の明治の建築界大御所である辰野金吾設計による奈良ホテルにも同様の主棟と下屋部の合掌勾配を異にした屋垂みのあるキングポストトラスの小屋組が用いられているが、その以前にこうした技術を取り入れている先駆的な架構は特筆されるものであろう。

一方、造作においてもベランダ床の雨仕舞について、床板傍の合決り面に雨水走りの樋溝を加工したり、また床板上端に取付く壁際の寄せの下端に、水切りを図るための隙間を設ける手段であろうか麻の縫り糸を差し込むなど、その手法に新しい試策もみられる建築である。

明治 20 年(1887)以降、国内では多くの洋風様式が相次いで建てられたが、その意匠が多彩を極めた 30 年代において、洋風スタイルの中に和風の意匠を取り入れるなど、初期的な旧様式で建てられたことは歴史的にみて意義のある建築である。

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

3 (2) 口) に記載。

(2) 活用履歴

3 (2) イ) に記載。

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

平成21年度に実施した一部解体調査により判明した破損状況

- ・東側突出部屋根の北東入隅部分のベランダ柱上部の敷桁破損部に後世の修理が施されている
 - イ. 入隅の桁行、梁間の敷桁の組手部分を切断し、鉄骨材を挿入して修理を施している。
 - ロ. 敷桁は著しく腐朽しており、内外の両側から桁成程の鉄板が添えている。
 - ハ. 鉄骨材挿入による修理年代は不明である。
- 二. 隅木は一部取り替えられているが、当初材に添え継を施した修理がなされている。
 - ホ. 入隅周辺材に雨漏り痕が見られるが、雨漏りは現在止まっている。
- ・東側突出部屋根の南東入隅部分の側柱上部の敷桁周りに雨漏り跡が見られた
 - イ. 入隅周辺材に雨漏り跡が見られるが、雨漏りは現在止まっている。
 - ロ. 部材には特に著しい腐朽はみられない。
- ・東側突出部の下屋部陸梁と柱取合部の羽子板ボルトが取り外されている
 - イ. 金物取り付きの痕跡があるが、金物は取付いていない。
 - ロ. 下屋部陸梁と下屋合掌の接合部分のボルトは取付いている。
- ・平成4年に取替え修理が行われた正面北半部の2階ベランダ腰桁の取付け状況
 - イ. 仕口部分に若干の弛緩箇所がみられるが、健全と思われる。
- ・西側北半部の腰桁が雨水により腐朽している
- ・その他
 - 構造部材の接合金物に経年による弛緩箇所がみられた。

(2) 活用の現状と課題

県指定文化財としての歴史的価値を維持向上し、城山公園内の市民や観光客の憩いの場として、また魅力ある観光スポットとして広く親しまれるための活用策を検討する必要がある。

6 計画の概要

(1) 計画区域

島根県指定有形文化財「興雲閣」を計画の対象区域とする。

(2) 計画の目的

県指定文化財としての歴史的価値を維持向上し、城山公園内の市民や観光客の憩いの場として、また魅力ある観光スポットとして広く親しまれるための活用を行うことを目的とする。

(3) 基本方針

- ・島根県指定有形文化財

島根県指定有形文化財「興雲閣」であるため、建物の構造形式に変更を加えない。

- ・国指定史跡

国指定史跡「松江城」内に位置するため、地下遺構を保護する。

- ・建造物の名称及び復原時期

平成 20 年度に外部委員会「興雲閣修理復原・活用検討委員会」が策定した『興雲閣修理復原基本計画』に従い、建造物の名称は「興雲閣」とし、復原時期は、階段室を移設して現在の形態となった明治 45 年とする。

(4) 計画の概要

- ・保存管理

これまで根本修理は行われておらず、破損状況に応じてその都度、部分的な修理が行われて現在に至っている。平成 24 年度以降、根本的な保存修理を実施する。

- ・環境保全

国指定史跡「松江城」内に位置するため、地下遺構を保護する必要がある。『史跡松江城環境整備指針（平成 5 年 5 月史跡松江城整備検討委員会）』に従い実施する。

- ・防災

所轄消防機関等の指導を得て実施する。

- ・活用に係る計画

県指定文化財としての歴史的価値を維持向上し、城山公園内の市民や観光客の憩いの場として、また魅力ある観光スポットとして広く親しまれるための活用を行う。

第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状

(1) 保存状況

平成 21 年度に実施した破損調査の結果

基 础：外部の腰石の一部に経年による剥離がみられる

基壇の一部(列柱基礎部分以外)に不陸がみられる。

側廻りの雨落ち石に不陸や欠損が多くみられる。

軸 部：側廻りの列柱の一部に腐朽がみられる。

側廻り列柱の一部は修理が行われているが、柱頭部での継木補修であるため、構造的に不安定な状態である可能性がある。

床 組：床組は昭和 62 年に修理が施されており、健全な状態であると思われる。

屋 根：昭和 57 年に屋根の葺き替え修理が行われているが、土居葺きがベニヤ板に変更されている。調査で、当初の土居葺材と思われるクリのへぎ板が発見された。

屋根面に大きな葺き乱れなどは見られないが、2 階ベランダ庇下の鋼板葺きは錆の発生により腐食が進んでいる。

雨 梁：梁はこれまで何度か取替が行われているが、梁受け金物は発錆が著しく、劣化が進んでいる。

天 井：雨漏り跡がみられる。

内部壁：一部にクラックがみられる。

2階貴賓室の張付壁(天井共)は上張り紙の退色や破れなどの破損がみられる。

建 具：金物や握手類に欠損材や後補材がみられる。

塗 装：柱、下見板壁、ベランダ床板などの塗装は全体に経年による褪色や剥離が進んでおり、耐用年限に達している。

(2) 管理状況

平成23年3月末に松江郷土館が閉館した後は、松江市教育委員会文化財課が所管課として施設の維持管理を行っている。

2 保護の方針

(1) 部分の設定と保護の方針

構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、文化財のもつ公共性の観点から、原則として保存部分とする。内部において保全部分又はその他部分とすることはできるのは、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用 及び補強等のために改変が許される部分に限る。

・保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分。

・保全部分

維持及び保全することが要求される部分。

・その他部分

活用又は安全性の向上のために改変が許される部分。

保存部分	壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲 (構造上特に問題を有する場合を除く)
2階 貴賓室	
保全部分	1階 興雲閣の歴史展示、カフェスペース
	2階 多目的スペース
その他部分	1階 事務所・ショップ、トイレ・エレベーター、厨房スペース
	2階 道具室、エレベーター

(2) 部位の設定と保護の方針

基準1	材料自体の保存を行う部位	主として上記保存部分
基準2	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	
基準3	主たる形状及び色彩を保存する部位	主として上記保全部分
基準4	意匠上の配慮を必要とする部位	
基準5	所有者等の自由裁量に委ねられる部位	主として上記その他部分

3 管理計画

(1) 管理体制

平成 24 年 3 月現在は松江市教育委員会が管理しているが、保存修理後は観光振興部が管理を行う。修理後の管理については、指定管理者制度の導入等、民間のノウハウを取り入れる方法を検討する。

(2) 管理方法

- ・清掃・整頓に関する事項

通風、防災、破損の早期発見のため、定期的な清掃・整頓を実施する。

- ・日照・通風の確保に関する事項

樹木の手入れ、清掃等により日照・通風を確保する。

- ・蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

水分の除去等により蟻害・虫害・腐朽を未然に防ぐ。

- ・風水雪害に関する事項

災害に関する情報を収集し、事前の対策を講じる。被害が発生した場合は速やかに原因調査を行い、必要な応急処置及び修繕を実施する。

- ・その他

文化財に指定されていることを観光客、市民等に周知し、建造物の保存環境を良好に維持するための協力を求める。

4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

平成 21 年度に実施した一部解体調査により必要と考えられる維持修理は以下のとおり。

概 要 正面突出部ベランダ周り一部の解体を伴う建物各部の腐朽・破損箇所の補修を行い、内外部共塗装の上塗替えを施工する。

仮 設 建物周囲に枠組足場を設定し、正面突出部には軒廻りの修理の範囲に素屋根を仮設する。その他各工事に必要とする内部足場を架払いする。

基 础 基壇縁石の不陸調整とコロネード部分の叩き土の叩き直しを行う。
雨落ち溝の不陸調整と縁石の補足を行う。

軸 部 ベランダ周りの造作材を一旦取解き、列柱及び腰桁の破損状況を調査し、腐朽が著しい部材は取替える。その他は、根継及び矧木補修を行う。また、弛緩した金物の締め直しを行う。

東側突出部の谷部分の屋根材及び造作材を一旦取解き、軒桁の取替を行う。

床 組 現状では、不陸等は見られないが、一部床板を取り外し、確認する必要がある。

小屋組 東側突出部の谷部分の腐朽部材を取り替え、金物などの弛緩箇所の締め直しを行う。

造作材 手摺りやベランダ床板、その他腐朽した造作材を補修する。

	天井の雨漏れ跡の洗いを行う。
屋根	屋根の葺き替え修理は必要でないが、東側突出部の軸部補修のため、周辺の屋根瓦を一旦取り外し葺き替える。 ベランダ周りの軸部補修に伴い、ベランダ庇の鋼板葺きを葺き替える。
雨樋	腐朽箇所の取り替えを行う。
左官	内部漆喰壁の上塗り替えを行う。また、解体に伴い取解きした箇所の壁は旧規に倣って復旧する。
建具	保存材をふくめ、すべての建具を開閉可能とするよう修理・調整する。金物など欠損部品は在来の使用に倣って製作し取付ける。
塗装	内外部共既存の塗装箇所を一旦こそげ落とし全面塗り替える。色の選択に当つては塗装痕跡から変遷を調査し、整備年代に合った色彩を選択する。
その他	活用計画に基づいて内装材の調整及び電気設備、給排水衛生設備、空調設備など施設整備を行う。また、活用計画を踏まえ、必要な防災設備を整え、文化財として価値を損ねない耐震補強方法を検討して実施設計を行う。

(2) 今後の保存修理計画

平成24年度以降、根本的な保存修理を実施する。なお、耐震補強については、文化財としての価値を損ねることなく安心・安全に活用できる補強方法を検討して実施設計を行う。

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

国指定史跡「松江城」内に位置するため、地下遺構を保護する必要がある。

2 環境保全の基本方針

周囲の環境保全については、『史跡松江城環境整備指針』に従う。

3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

『史跡松江城環境整備指針』に従う。

(2) 各区域の保全方針

『史跡松江城環境整備指針』に従う。

4 建造物の区分と保護の方針

(1) 建造物の区分

島根県指定有形文化財「興雲閣」を計画の対象区域とするため、計画区域内に所在する他の建造物はない。また、周囲の建造物については『史跡松江城環境整備指針』に従う。

(2) 建造物保護の方針

『史跡松江城環境整備指針』に従う。

5 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

- ・当該地域における地方公共団体の治山・治水計画
「松江市地域防災計画」
- ・洪水・土砂災害等のおそれ
風水害、地震、雪害等のおそれがある。
- ・危険木等の有無
災害等により、周囲の樹木が危険木となるおそれがある。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

次章の防災計画により対処する。

(3) 環境保全施設整備計画

擁壁、保護柵、排水施設等の整備にあたっては、歴史的な景観や環境との調和及び地下構造の保護に留意する。

(4) 周辺樹木の管理

倒木や枝葉の落下等により建造物を傷つけることのないよう、定期的な伐採、剪定等を実施する。

第4章 防災計画

1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

- ・当該文化財の燃焼特性
木造であるため火災の危険性が高い。
- ・延焼の危険性
隣接する建造物、周辺樹木への延焼の危険性が高い。
- ・防火管理の現状と利用状況に係る課題
平成 22 年度まで「松江郷土館」として活用しており、館長が防火管理者となり消防計画を定めて防火管理を行っていた。平成 22 年度末の「松江郷土館」閉館に伴い、平成 23 年度からは文化財課長が防火管理者となり管理している。

(2) 防火管理計画

所轄消防機関の指導を得て、保存修理後の活用にあわせて消防計画を定める。また、建造物の管理者を変更する場合は新たに防火管理者を選任する。

(3) 防犯計画

- ・事故歴
特になし

- ・事故防止のために講じている措置

平成 24 年 3 月現在は公開していないため必要最低限の措置を講じている。

- ・今後の対処方針

保存修理後の活用にあたって、多くの観光客・市民が安心して利用できるよう、公開時間中の巡回や閉館時の警備強化等を行う。防犯設備の整備については次の防災設備計画において記す。

(4) 防災設備(防火・防犯設備)計画

- ・設備整備計画

以下に示す防災設備（防火・防犯設備）のうち必要なものの設置及び保守管理（点検、維持修理）について、所轄消防機関等の指導のもとに実施する。

ア. 火災警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、非常通報設備、その他）

イ. 消火設備（消火栓設備、水噴霧消火設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備、消火器、貯水槽、加圧送水設備、その他）

ウ. 避雷設備（棟上げ導体設備、棟上げ突針設備、その他）

エ. 防犯設備（防犯灯、監視設備、警報設備、非常通報設備、その他）

- ・保守管理計画

消防法により定められた定期点検を実施するものとし、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても、同法に準じた点検を実施する。

2 耐震対策

(1) 耐震診断

平成 22 年度に実施した耐震診断では、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成 13 年 3 月文化庁文化財部）に示された、中地震動時に倒壊しないとされる復旧可能水準の耐震性能をも満足していないことが確認された。

今後の活用にあたって現状の修復と共に水平耐力確保のための補強が必要であると診断される。補強にあたっては特に以下の 2 点に十分配慮しながら詳細な検討が必要である。

- 1) 既存の耐震要素の性能を確保した上で、建物全体のバランスを考慮しながら不足した水平耐力及び剛性の確保すること。
- 2) 車寄せ部分が大きく変形することにより、その 1 階の柱が鉛直荷重を支持できなくなる事が懸念される。外観上の文化財的な価値を保ちながら、その部分の耐震性について有効な対策を講じること。

(2) 地震時の対処方針

保存修理後は、以下に留意して、地震時の対処方針と迅速に対処できる体制を定める。

- ・被災者の救助を優先して行うとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。
- ・主要構造部が大きな変形を被った場合は、支柱・ワイヤー等による支持、立入制限等の措置をとる。

- ・建造物が大きく破損した場合は、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立入制限等の措置をとる。
- ・破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、可能な限り専門家の立会いを得て、速やかに部材等を解体・撤去して格納する。
- ・建造物に延焼の危険がある場合は、消火活動に努めるとともに、延焼により消失が確実と思われる場合には解体撤去も含めた適切な対応をとる。

3 耐風対策

(1) 被害の想定

台風・強風時に、周囲の樹木や飛散物による外壁等の破損が想定される。

(2) 今後の対処方針

災害に関する情報を収集し、事前の対策を講じる。被害が発生した場合は速やかに原因調査を行い、必要な応急処置及び修繕を実施する。

4 その他の災害対策

(1) 予想される災害

水害、雪害等のおそれがある。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

耐風対策同様、災害に関する情報を収集し、事前の対策を講じる。被害が発生した場合は速やかに原因調査を行い、必要な応急処置及び修繕を実施する。

第5章 活用計画

1 公開その他の活用の基本方針

県指定文化財としての歴史的価値を維持向上し、城山公園内の市民や観光客の憩いの場として、また魅力ある観光スポットとして広く親しまれるための活用を行う。

そのために、興雲閣を身近に眺め、利用し、親しむことを通してその価値を知り、あわせて都市空間と隔絶した非日常的環境と、この建造物がもつ歴史的重みと叙情性を体感することによって、文化財的価値と魅力を更に引き出す活用を行う。

2 公開計画

(1) 建造物の公開

外観については、通常見できることを原則とする。屋内については、事務・裏方部分以外を原則公開する。

(2) 関連資料等の公開

興雲閣の歴史に関連する資料について、2階貴賓室及び1階展示スペースで展示公開する。

3 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

- ・松江市総合計画

平成 19~23 年度の『松江市総合計画〔前期基本計画〕』では、「歴史と文化を大切にし、豊かな心を育むまちをつくる」ため、主要事業として指定文化財保存活用事業を行うこととしている。今後は、新しく策定する平成 24~28 年度の『松江市総合計画〔後期基本計画〕』に従い、保存・活用を推進する必要がある。

- ・松江市歴史的風致維持向上計画

平成 23 年 2 月 23 日に国（文部科学省、農林水産省、国土交通省）に認定された『松江市歴史的風致維持向上計画（松江市歴史まちづくり計画）』にもとづき、平成 23 年 7 月 20 日付けで興雲閣が「歴史的風致形成建造物」に指定されていることから、建造物の保護・継承に努めるとともに、歴史的風致（興雲閣の歴史・松江市の近代洋風建築の歴史・行啓と蟇行列など）に関連する資料等を展示しながら、広く市民に建物の価値や位置づけ、さらに松江の歴史・文化を伝承していく必要がある。

- ・史跡松江城環境整備指針

国指定史跡「松江城」内に位置するため、『史跡松江城環境整備指針』に沿った整備を行う必要がある。

- ・興雲閣修理復原基本計画

平成 20 年度に外部委員会（興雲閣修理復原・活用検討委員会）で策定された『興雲閣修理復原基本計画』の方針にもとづいて保存と活用を進める必要がある。

- ・興雲閣活用についての検討経緯

平成 20 年度以降実施した社会実験、タウンミーティング、シンポジウム、松江市立女子高等学校生徒や観光関係者からの提案、イベント時アンケート等の結果を取り入れた活用を行う必要がある。

- ・その他

建築基準法、消防法等の関連法規について、関係行政機関との調整を行う必要がある。

(2) 建築計画

- ・平面計画

1 階は、興雲閣の歴史展示、カフェスペース、厨房スペースとし、2 階は貴顕室を復原展示、その他の部分を多目的スペースとする。

- ・施設等整備計画

- ア. 保存管理、環境保全、防災に係る施設等

火災警報設備、消火設備、避雷設備等は、所轄消防機関等の指導を得て整備する。

- イ. 公開、活用に係る施設等

島根県指定有形文化財「興雲閣」であること、国指定史跡「松江城」内に位置することを前提に、文化財の価値を損ねず、より良い活用策によってその価値が向上すること

とを目的に以下の設備を設置するため関係機関との調整を行う。また、高齢者、障がい者等に配慮した設備の整備を図る。

厨房、冷暖房、トイレ、エレベーター、屋内外の照明

ウ. 展示施設、家具、事務機器等の配備に係る計画

建造物の正しい理解を妨げないよう配慮する。

(3) 外構及び周辺整備計画

『史跡松江城環境整備指針』に従う。

(4) 管理・運営計画

保存修理後に指定管理者制度の導入等、管理・運営に民間のノウハウを取り入れる場合も、建造物の所有者である松江市の方針を明確にし、文化財としての価値を維持向上しながら、安全かつ効率的に運営を行っていく。

4 実施に向けての課題

保存修理事業の実施にあたって、興雲閣の歴史に関する発見や関係機関との調整等により、新たな課題の発生が想定される。

この「興雲閣保存活用計画」は、より良い保存と活用を実現するために、状況の変化や必要に応じて充実を図っていく。

第6章 保護に係る諸手続

保存修理事業の実施にあたって文化財保護法及び関係法令に基づき必要な手続きのうちおもなものは以下のとおり。

- ・文化財保護法

国指定史跡「松江城」内に位置するため、現状変更等の手続きを行う必要がある。

- ・島根県文化財保護条例

島根県指定有形文化財「興雲閣」であるため、現状変更等の手続きを行う必要がある。